

宇部市ケアプラン点検業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、ケアプラン点検業務委託の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
宇部市ケアプラン点検業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容
別紙「宇部市ケアプラン点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託料上限額
1,310,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (2) 法人または法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 応募受付日から契約締結の日まで、宇部市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託参加申込前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (6) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (7) 地方公共団体が委託する本業務に類似した業務を、過去5年以内に実施・完了した実績があること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール等は、次のとおりとする。

No.	項目	日程	備考
1	プロポーザル公募開始	令和7年6月11日（水）	市ウェブサイトに掲載
2	質問・参加申込書受付 ※質問は参加申込書の提出が前提	令和7年6月11日（水）から 6月24日（火）12時	電子メールで受付
3	質問の回答の公表	令和7年7月4日（金）まで随時	市ウェブサイトに掲載
4	参加資格審査結果通知	令和7年6月26日（木）	電子メールで通知
5	企画提案書の受付	令和7年6月26日（木）から 7月7日（月）12時	持参又は郵送
6	審査（プレゼンテーション）日時の 通知	令和7年7月8日（火）予定	電子メールで通知
7	審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年7月18日（金）予定	詳細は別途通知
8	選定結果の通知	令和7年7月末 予定	郵送で通知
9	契約締結	令和7年7月末 予定	

5 仕様書等の交付開始日、交付場所等

(1) 交付開始日

令和7年6月11日（水）

(2) 交付場所

市ウェブサイトに掲載

(3) 交付資料

ア 宇部市ケアプラン点検業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ 宇部市ケアプラン点検業務委託仕様書

ウ 参加申込書【様式第1号】

エ 企業概要整理表【様式第2号】

オ 業務実績書【様式第3号】

カ 業務実施体制書【様式第4号】

キ 企画提案書【様式第5号】

ク 見積書【様式第6号】

ケ 誓約書【様式第7号】

コ 質問書【様式第8号】

サ 参加辞退届【様式第9号】

6 参加申込書の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出方法及び提出期限

・本書「14 提出書類一覧」のとおり

- ・電子メール件名「ケアプラン点検参加申込」とすること
- (2) 提出先
 - ・本書「13 問い合わせ先及び提出先」のとおり

7 公募に対する質問及び回答

本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問書【様式第8号】により行うこと。

なお、質問は参加申込書を市が受理していることが条件です。

(1) 提出期限及び提出方法

本書「14 提出書類一覧のとおり」

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し提出すること。なお、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 提出先

本書「13 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 回答方法

令和7年6月24日（火）12時までに提出されたすべての質問とその回答を市ウェブサイトに掲載する。ただし、簡易な質問等については、市ウェブサイトには回答を掲載せず、電話等による個別回答とする。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり必要書類を提出すること。

なお、あらかじめ本書「6 参加申込書の提出」を行っていない者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(1) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和7年7月7日（月）12時必着のこと。

※持参の場合の受付時間は、平日9時から12時までとする。

※郵送の場合は、確認のため、送付後に「13 問い合わせ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出先

本書「13 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 提出書類本書

本書「14 提出書類一覧のとおり」

(4) 留意事項

ア 企画提案は、1件とする。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

ウ 提出した書類の提出期限後の追加・変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において本市が認めた場合はこの限りではない。

エ 提出書類は返却しない。

(5) 参加及び提案の無効

- ア 企画提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- イ 当該企画提案審査に対して2つ以上の提案をしたとき。
- ウ 他人の提案の代理をしたとき。
- エ 参加に対して事実と反する申請や提案などがあつたとき。
- オ 期限内に企画提案書等の必要書類を提出できなかったとき。
- カ その他、市が指示した事項に違反したとき、及び履行しなかったとき。

(6) 提出部数

正本1部、副本7部

9 選定方法

受託候補者の選考については、本業務に係る業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置しプレゼンテーション審査により評価を行い、審査会の意見を参考に市が決定する。

また、応募多数の場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーション審査に付さない提案者もある。

(1) 内容

提案者によるプレゼンテーション及び提案に対する質疑応答、提出書類について審査を行う。

なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション審査は実施する。

(2) 日時

令和7年7月18日（金）予定（詳細は別途通知、順序は参加申込書提出順）

(3) 所要時間

ア 準備	5分
イ プレゼンテーション	20分
ウ 質疑応答	15分

(4) 選考審査基準

別紙「選考審査基準」のとおり

(5) 受託候補者の決定

提案内容が審査会の要求を満たしている企画提案書等について、評価を行い、得点が60点以上の企画提案書の中から得点の最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者とする。

(6) 選定結果の通知

- ア 通知日 令和7年7月下旬を予定
- イ 通知方法 郵送により各提案者へ送付

(7) 受託候補者の公表

受託候補者を特定した場合、その結果を市ウェブサイトにて公表する。

10 契約

(1) 受託候補者（最優秀提案者を優先とする。）と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

(2) 業務の全部又は主要部分を、一括して第三者に再委託することはできない。

11 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。また、参加申請書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出方法

電子メール又は郵送。

※郵送の場合は、確認のため、送付後に「13 問い合わせ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出先

本書「13 問い合わせ及び提出先」のとおり

(3) 提出書類

本書「14 提出書類一覧」のとおり

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 提出期限に遅れた場合
 - ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
 - カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - キ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ク 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
 - ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13 問い合わせ先及び提出先

健康福祉部 介護保険課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8396（直通）ファックス：0836-22-6026

E-mail：kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

担当：加生（かしょう）、河内

14 提出書類一覧

NO.	書類名（添付書類）	提出部数	提出期限（提出方法）
1	参加申込書【様式第1号】	1部	令和7年6月24日（火） 12時 （電子メール）
2	質問書【様式第8号】	1部	令和7年6月24日（火） 12時 （電子メール）
3	企業概要整理表【様式第2号】	正本1部 副本7部	令和7年7月7日（月） 12時 （持参又は郵送）
4	業務実績書【様式第3号】 （受託業務の契約書の写し）		
5	業務実施体制書【様式第4号】		
6	企画提案書【様式第5号】 提案内容の詳細については任意様式		
7	見積書【様式第6号】 （積算内訳）		
8	誓約書【様式第7号】		
9	業務の実施方針・業務フロー・工程計画 【任意様式】		
10	パンフレット等		

※上記書類のほか、別途添付書類が必要な場合もあるため、本要領を精読のこと。

＜別紙＞ 選考審査基準

審査配点表

提案項目	審査の視点	配点
1 業務遂行能力		15
(1) 業務の実施体制	提案内容からみて、委託事業を円滑に遂行できる体制となっているか。	15
2 企画内容		75
(1) 基本的な考え方	企画提案にあたり、業務趣旨を十分理解した内容となっているか。	15
(2) 目的達成の可能性	目的を達成できる提案内容となっているか。	15
(3) 効果的な業務遂行	効果的、効率的な業務遂行が期待できるか。	15
(4) 創意工夫の提案	創意工夫に基づき、独自に企画した提案内容であるか。	15
(5) 情報セキュリティ対策	個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。	15
3 業務実績	過去の同種又は類似業務に係る実績等からみて、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	5
4 見積金額	適正な業務内容に見合った経費の見積もりとなっているか。	5
合 計		100